

# 岡山県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に係る大規模小売店舗の新設、変更等の手続きを定め、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

## (適用)

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、法、施行令又は規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出者 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者をいう。
- (2) 規則様式 規則第3条、同第6条、同第7条、同第9条、同第16条、同第18条、同第19条又は同第20条に定める様式（様式第1、同第2、同第3、同第4、同第5、同第6、同第7又は同第8）をいう。
- (3) 添付書類等 法第5条第2項の規定により添付する書類並びに法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく配慮事項及び地域貢献に関する自主的な取組状況について説明するため任意に作成する書類をいう。

## (新設の届出)

第4条 大規模小売店舗を新設しようとする者は、法第5条第1項の規定により、新設予定日の8月前までに、規則様式第1に添付書類等を添付して岡山県（以下「県」という。）に届け出るものとする。

## (変更の届出)

第5条 前条による届出のあった大規模小売店舗において、法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、届出者は、変更後、遅滞なく規則様式第2により県に届け出るものとする。

2 前条による届出のあった大規模小売店舗において、法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、届出者は、あらかじめ、規則様式第3に添付書類等（当該変更及び地域貢献に関する自主的な取組状況に係る部分のみとする。）を添付して県に届け出るものとする。ただし、法第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更については、変更を予定している日の8月前までに届け出るものとする。

3 法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により届出事項の変更を行おうとするときは、届出者は、規則様式第8に添付書類等を添付して県に届

け出るものとする。

(軽微な変更)

第6条 法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更（以下「軽微変更」という。）は、店舗に付属する次に定める施設の位置の変更であって、周辺地域の生活環境が変更前に比して変化しないと認められるものとする。

- (1) 駐車場
- (2) 駐輪場
- (3) 荷さばき施設
- (4) 廃棄物等の保管施設

2 県は、法第6条第2項の規定による届出が、軽微変更該当すると認めるときは、様式第1により届出者に通知するとともに、様式第2により当該大規模小売店舗の所在地を管轄する市町村（以下「関係市町村」という。）に通知するものとする。

(廃止の届出)

第7条 届出者は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とするときは、規則様式第4により県に届け出るものとする。

(公告等)

第8条 県は、法第5条第3項又は法第6条第6項の規定により、第4条、第5条第2項及び前条の届出に伴う公告をしたときは、様式第3により関係市町村に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第9条 県は、届出者が法第7条第2項の規定により説明会開催の公告をしようとするときは、あらかじめ、公告の方法、開催の日時及び内容等について、様式第4により県に届け出るよう求めるものとする。

2 前項の公告により周知を行う範囲は、当該届出に係る大規模小売店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの区域又は関係市町村との協議による区域とする。

3 規則第12条第3号に規定する県が適切と認める方法とは、前項の周知範囲内に配達される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙へのチラシの折り込みによるものとする。

4 県は、届出者に対し、第1項の公告について、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載するよう求めるものとする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- (3) 法第5条第1項の規定による届出の場合は、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、法第6条第2項等の規定による変更届出の場合は、当該変更の概要
- (4) 当該説明会に係る問い合わせ先

5 県は、第1項の規定による届出を受けたときは、関係市町村に通知するとともに、関係市町村と協議の上、公告及び開催等について必要な指示をすることができる。

6 県は、届出者に対し、説明会終了後速やかに様式第5により説明会の概要を報告するよう求めるものとする。

7 届出者は、法第7条第4項の規定により説明会が開催できない場合において、届出等の内容を規則第13条第2項の規定により周知しようとするときは第3項を準用するものとし、周知後、様式第6により県に報告するものとする。

8 県は、第6項又は前項の報告を受けたときは、様式第7により関係市町村に通知するものとする。

(掲示による説明会)

第9条の2 規則第11条第2項に規定する説明会(以下「掲示による説明会」という。)の開催を県が認める場合とは、規則第3条第2項第1号に規定する開店時刻及び閉店時刻の変更にあっては、開店時刻については午前8時以降、閉店時刻については午後10時以前とする。ただし、開店時刻又は閉店時刻の変更が周辺環境に著しい影響を及ぼすと認められるときは、この限りでない。

2 県は、届出者が掲示による説明会を開催するときは、様式第4の2により県に届け出るよう求めるものとする。

3 掲示による説明会は、当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定により縦覧に供されている間、これを行うものとする。

4 掲示による説明会を開催する場合の法第7条第2項の規定による公告については、当該掲示をもって、前条第3項に定める方法に代えることができるものとする。

(意見の申述等)

第10条 関係市町村は法第8条第1項の規定により意見を述べようとするときは、様式第8により行うものとする。

2 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、様式第9により県に意見書を提出するものとする。

3 県は、第1項の意見について法第8条第3項の規定により公告したときは、様式第10により関係市町村に通知するものとする。ただし、関係市町村が意見を有しないとする場合は、この限りでない。

4 県は、第2項の意見について法第8条第3項の規定により公告したときは、提出された意見書を添付して、様式第10により関係市町村に通知するものとする。

(県の意見等)

第11条 県は、法第8条第4項の規定による意見を有する場合、又は意見を有しない場合は、様式第11により届出者に通知するものとする。

2 県は、前項の意見について法第8条第6項の規定により公告したときは、様式第12により関係市町村に通知するものとする。

(意見に係る変更届等)

第12条 届出者は、法第8条第7項の規定により県の意見を踏まえて当該届出を変更する場合は、規則様式第5に添付書類等(当該変更に係る部分のみとする。以下同じ。)を添付して県に届け出るものとし、変更しない場合(添付書類等のみを変更する場合を含む。)は、様式第13により県に通知するものとする。

2 県は、法第8条第8項の規定により前項の届出に係る公告をしたときは、様式第14により関

係市町村に通知するものとする。

(勧告等)

第13条 県は、法第9条第1項の規定により届出者に対して勧告をしようとするときは、様式第15によるものとする。

2 県は、前項の勧告をしようとするときは、様式第16又は様式第17により関係市町村の意見を聴くものとする。

3 関係市町村は、前項の意見を述べようとするときは、前項の通知をした日から2週間以内に様式第18により行うものとする。

4 県は、法第9条第3項の規定により第1項の勧告に係る公告をしたときは、様式第19により関係市町村に通知するものとする。

(大規模小売店舗立地審査会の意見)

第14条 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べようとするとき又は法第9条第1項の規定により勧告をしようとするときは、岡山県大規模小売店舗立地審査会の意見を求めるものとする。

(勧告に伴う変更届等)

第15条 法第9条第1項の規定により勧告を受けた届出者が、同条第4項の規定により当該勧告を踏まえて必要な変更に係る届出をしようとするときは、規則様式第6に添付書類等を添付して県に届け出るものとする。

2 県は、法第9条第5項の規定により前項の届出に伴う公告をしたときは、様式第20により関係市町村に通知するものとする。

(公表)

第16条 法第9条第7項の規定による勧告に従わない旨の公表は、岡山県公報への掲載のほか、県が適当と認める報道機関への公表により行うものとする。

2 県は、前項の公表をしたときは、様式第21により関係市町村に通知するものとする。

(承継)

第17条 法第11条第1項又は第2項の規定により大規模小売店舗の届出者から地位を承継した者は、遅滞なく規則様式第7により県に届け出なければならない。

2 県は、前項の届出を受けたときは、様式第22により関係市町村に通知するものとする。

(報告の徴収)

第18条 届出者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者は、岡山県知事が法第14条第1項又は第2項の規定により報告を求めたときは、遅滞なく報告をするものとする。

(縦覧等)

第19条 法第5条第3項、第6条第3項、第8条第3項、同条第6項、同条第8項及び第9条第5項の規定による縦覧の場所は、岡山県産業労働部経営支援課とする。

2 前項に定める場所のほか、県は、必要に応じ市役所又は町村役場を縦覧場所に定めることができる。

- 3 縦覧できる日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く日とする。
- 4 縦覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(提出先等)

第20条 この要綱に規定する様式の提出先及び提出部数は、次のとおりとする。ただし、大規模小売店舗を設置する場所が行政区域境に隣接する場合等は、部数を増加することがある。

(1) 提出先 岡山県産業労働部経営支援課

(2) 提出部数

ア 規則様式第1、同第3、同第5、同第6及び同第8 13部

イ 規則様式第2 3部

ウ 規則様式第4及び同第7 2部

エ 様式第4、同第4の2、同第5、同第6 2部

オ 様式第8、同第9及び同第18 1部

カ 様式第13 13部(ただし、添付書類等の変更がない場合は、2部)

2 前項の各様式に添付する書類の提出部数は、当該様式の提出部数と同じとする。

(連絡会議の設置)

第21条 この要綱に定める様式による届出及び法第5条第2項に規定する添付書類について審査を円滑に行うため、岡山県産業労働部経営支援課に關係課からなる岡山県大規模小売店舗立地連絡会議を設置する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

大規模小売店舗の届出に係る軽微な変更について（通知）

届 出 者 殿

岡山県知事

年 月 日付け受理番号第 号による変更届については、下記のとおり大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として認めたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 変更届出事項
- 5 軽微な変更として認めた届出の内容

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る軽微な変更について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

年 月 日付け受理番号第 号による変更届については、下記のとおり大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として認めたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 変更届出事項
- 5 軽微な変更として認めた届出の内容

大規模小売店舗の届出の公告について（通知）

関係市町村長 殿

岡山県知事

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により、下記の者から届出があり、別紙写しのとおり公告したので通知します。

については、同法第8条第1項の規定により貴市（町・村）の意見を聴きますので、意見のある場合は、 年 月 日までに意見書を提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 届出年月日及び受理番号
- 5 公告の内容 別紙のとおり

様式第4（第9条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催計画について

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり大規模小売店舗の新設（届出事項の変更）について説明会の開催を計画していますので、岡山県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地  
名称  
所在地
- 2 説明会開催計画の内容
  - (1) 住民への周知方法及び周知範囲
  - (2) 開催日時、場所及び回数
  - (3) 内容

(添付書類) 別添のとおり (折り込みチラシ案ほか)

様式第4の2（第9条の2第2項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会の開催計画について

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名及び電話番号

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による説明会を下記のとおり開催する計画ですので、岡山県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条の2第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地  
名称  
所在地
- 2 掲示をする期間 年 月 日から 年 月 日まで（4月間）
- 3 掲示方法
- 4 掲示の内容

（添付書類） 別添のとおり（掲示予定の書面、掲示場所を示す図面ほか）

様式第5（第9条第6項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会終了報告書

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり説明会を開催しましたので、岡山県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第6項の規定により報告します。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地  
名称  
所在地
- 2 公告をした日 年 月 日
- 3 公告の方法
- 4 説明会を開催した日 年 月 日
- 5 開催場所
- 6 出席者数
- 7 説明会の内容 別添概要書のとおり

(添付書類) 別添のとおり (説明会配布資料ほか)

説明会開催概要書

事 項	概 要
1 議事の概要 (説明の内容)	
2 陳述意見 (事項及びその内容)	
3 陳述意見に係る設置者の応 答内容	
4 その他	

様式第6（第9条第7項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会に代わる周知報告書

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名及び電話番号

説明会に代わる届出の内容の周知を下記のとおり実施したので、岡山県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第7項の規定により報告します。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地  
名称  
所在地
- 2 説明会を開催することができない事由
- 3 周知をした期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 周知方法
- 5 周知の内容

（添付書類） 別添のとおり

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗説明会終了等の報告について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

下記の大規模小売店舗について、説明会終了の報告（説明会に代わる周知の報告）があったので、岡山県大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第8項の規定により写しを添えて通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 報告の内容 別紙写しのとおり

様式第8（第10条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

第 号  
年 月 日

意見書の提出について

岡山県知事 殿

関係市町村長

年 月 日付け第 号で公告された大規模小売店舗の設置（変更）については、大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 意見の内容
- 4 理由

様式第9（第10条第2項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見書の提出について

年 月 日

岡山県知事 殿

意見を述べる者の氏名又は名称及び法人にあっては  
その代表者の氏名  
住所

年 月 日付け第 号で公告された大規模小売店舗の設置（変更）については、下記のとおり意見を述べます。

なお、下記の内容は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

記

- 1 意見を述べる者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- 2 住所
- 3 大規模小売店舗名
- 4 所在地
- 5 意見の内容
- 6 理由

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る意見の公告について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

年 月 日付け受理番号第 号で届出のあった下記の大規模小売店舗の設置（変更）について、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により、年 月 日付け 第 号で貴市（町・村）から提出のあった意見を（市町村の区域内に居住する者等から提出のあった意見を）別紙写しのとおり公告したので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 意見の内容 別添意見書写しのとおり

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る意見について

届 出 者 殿

岡山県知事

年 月 日付け受理番号第 号で届出のあった大規模小売店舗の設置（変更）については、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。（下記のとおり通知します。）

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 意見
- 4 理由

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る意見の公告について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

年 月 日付け受理番号第 号で届出のあった下記の大規模小売店舗の設置（変更）については、大規模小売店舗立地法第8条第6項の規定により、岡山県の意見を別紙写しのとおり公告したので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 意見の内容 別添意見書写しのとおり

様式第13（第12条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない通知書

年 月 日

岡山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所  
担当者氏名及び電話番号

年 月 日付け第 号による岡山県の意見について、届出事項の変更はしないので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

（〔添付書類等の変更がある場合〕ただし、添付書類等については、別添のとおり変更します。）

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地  
名称  
所在地
- 2 理由
- 3 （〔添付書類等の変更がある場合〕添付書類等の変更の概要）

第 号  
年 月 日

岡山県の意見に伴う届出事項変更届出の公告について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

年 月 日付で通知した岡山県の意見について、下記のとおり届出事項変更届出が提出され、大規模小売店舗立地法第8条第8項の規定により別紙写しのとおり公告したので、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 変更届出の内容 別紙写しのとおり

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る勧告について

届 出 者 殿

岡山県知事

年 月 日付け第 号で受理した岡山県の意見に伴う届出事項の変更の届出（届出事項を変更しない旨の通知）については、岡山県が述べた意見を適切に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 勧告の内容 別添勧告書のとおり

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗の変更の届出について（照会）

関係市町村長 殿

岡山県知事

下記の大規模小売店舗について、年 月 日付けで、岡山県の意見に伴う届出事項変更届出書が提出されましたが、内容を検討したところ、岡山県が述べた意見を適切に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると思われるので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、貴市（町・村）の意見を求めます。については、意見のある場合は、年 月 日までに意見書を提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 変更届出の内容 別紙のとおり

大規模小売店舗の変更の届出について（照会）

関係市町村長 殿

岡山県知事

下記の大規模小売店舗について、年 月 日付で、岡山県の意見について届出事項を変更しない旨の通知がありましたが、これは、岡山県の意見を反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、貴市（町・村）の意見を求めます。

については、意見のある場合は、年 月 日までに意見書を提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 通知の内容 別紙のとおり

様式第18（第13条第3項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

第 号  
年 月 日

### 意見書の提出について

岡山県知事 殿

関係市町村長

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による意見については、下記のとおりです。

#### 記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 意見の内容
- 4 理由
- 5 説明

大規模小売店舗の届出に係る勧告に係る公告について（通知）

関係市町村長 殿

岡山県知事

下記の大規模小売店舗に係る届出については、岡山県が述べた意見を適切に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により別紙写しのとおり勧告し、同条第3項の規定により公告したので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 勧告の内容 別紙勧告書のとおり
- 5 公告の内容 別紙写しのとおり

第 号  
年 月 日

岡山県の勧告に伴う届出事項変更届出に係る公告について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

年 月 日付で通知した岡山県の勧告に対して、下記のとおり届出事項変更届出が提出され、大規模小売店舗立地法第9条第5項の規定により別紙写しのとおり公告したので、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 変更届出の内容 別紙写しのとおり
- 5 公告の内容 別紙写しのとおり

第 号  
年 月 日

岡山県の勧告に従わない設置者の公表について（通知）

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

年 月 日付で通知した岡山県の勧告に対して、下記の大規模小売店舗の設置者が正当な理由がなく従わないため、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により別紙写しのとおり公表したので、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 公表の内容 別紙写しのとおり

第 号  
年 月 日

承継の届出について

関係市町村 長 殿

岡山県 課長

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届出があったので、写しを添えて、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 届出の内容 別紙写しのとおり